

札幌保健医療大学公的研究費等取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、札幌保健医療大学（以下「本学」という。）における公的研究費等及び公的研究費等を使用して実施する研究活動を適正に運営し、管理するために必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において公的研究費等とは、本学の責任において管理すべき次のものとする。

- (1) 公的研究費：国、地方公共団体、民間企業・団体から交付される補助金、受託研究費及び共同研究費をいう。
- (2) 競争的資金：各省庁又は各省庁が所管する独立行政法人、並びに民間企業・団体等から配分される公募型研究資金等をいう。
- (3) 前各号の受け入れに伴う経費
- (4) 前各号の経費を使用して実施する研究活動
(法令等の遵守)

第3条 公的研究費等の交付を受けた者（以下、「研究費等受領者」という。）は、研究の実施に当たっては「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」及びこれらに關係する法令等を遵守しなければならない。

(責任と権限)

第4条 公的研究費等の運営及び管理をするために、最高管理責任者、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者並びに研究倫理教育責任者を置く。

- 2 最高管理責任者は、公的研究費等の運営及び管理について本学全体を統括する権限を持つとともに最終責任を負う者とし、学長をもってあてる。
- 3 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、公的研究費等の運営及び管理について全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者とし、学部長をもってあてる。
- 4 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、学部の公的研究費等の運営及び管理について実質的な権限を持つ者とし、事務局長をもってあてる。
- 5 研究倫理教育責任者は、統括管理責任者の指示の下、学部の研究者倫理の向上、学生に対する研究倫理教育の運営及び管理について実質的な権限を持つ者とし、研究倫理委員長をもってあてる。

(研究費等受領者の責務)

第5条 研究費等受領者は、高い倫理性を保持し、公的研究費等を適正に使用しなければならない。

- 2 研究費等受領者は、公的研究費等の適正使用を確認するために必要な調査等に協力しなければならない。

(事務職員の責務)

第6条 事務職員は、専門的能力をもって公的研究費等の適正な執行を確保しつつ、本学の効率的な業務遂行を目指した事務を行う。

(事務管理)

第7条 公的研究費等の事務管理は、総務課が行う。

(不正防止計画の策定及び実施)

第8条 統括管理責任者は、公的研究費等の不正使用を未然に防止するため、その要因を把握・分析し、不正防止計画の策定を行う。

2 統括管理責任者は、不正防止計画の策定が完了したときは、最高管理責任者に報告する。

3 統括管理責任者は、不正防止計画の実施状況を踏まえ、必要に応じて関係者に対して改善を命ずるとともに、最高管理責任者に対して報告する。

4 統括管理責任者は、不正防止計画の実施が完了したときは、最高管理責任者に報告する。

(不正防止推進体制)

第9条 公的研究費等を適正に運営及び管理するため、公的研究費等不正防止委員会（以下「委員会」という。）を組織する。

2 委員会は、次の各号に掲げる委員で構成する。

(1) 学長が指名する教育職員

(2) 事務局長が指名する事務職員

3 委員長は委員互選により選出する。

4 委員会は、委員長が招集する。

5 委員会は、不正防止の推進にあたり、次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 関係部署、窓口等との連携を図りつつ、公的研究費等の運営及び管理に係る実態の把握・検証に努め、不正発生要因に対する改善策を提言すること。

(2) 委員長が指名した教職員に定期的に内部監査を実施させ、その結果を不正防止の推進に反映させること。

(3) その他不正防止の推進にあたり必要な事項に関すること。

(相談窓口)

第10条 公的研究費等に係る事務処理手続きに関し、明確かつ統一的な運用を図るため、相談窓口を設置し、相談窓口を総務課とする。

2 相談窓口は、公的研究費等の事務処理手続きに関する問い合わせに誠意をもって対応し、本学における効率的な研究遂行のための適切な支援に資するよう努めるものとする。

(告発・通報等窓口)

第11条 公的研究費等の不正使用又は研究活動に関する不正の疑いに関する申立て等に対応するため、告発・通報等窓口を設置し、担当窓口を総務課長とする。

(不正に係る調査の実施)

第12条 公的研究費等に不正な使用が行われた疑いのある場合若しくは不正な使用が明らかになった場合又は研究活動に関する不正の疑いがある場合若しくは不正が明らかになった場合には、最高管理責任者は速やかに調査を実施しなければならない。

(検収確認)

第13条 公的研究費等による物品等の発注に対する適正な使用の確認を行うため、総務課が納品確認を行う。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、学長が別に定める。

(改廃)

第15条 この規程の改廃は、教授会を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年3月1日から施行する。ただし、第15条に定めた条文の適用は、平成27年4月1日からとする。

附 則

この規程は、平成29年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。